

第4節 協同組織金融機関に対する金融検査

I 信用組合に対する金融検査（資料19-1-6参照）

信用組合は、中小企業等協同組合法に基づき金融庁が所管しており、主に財務局等が検査を実施している。平成12年3月末現在の数は291組合である。このうち都道府県の区域を超える区域を地区とするもの（12組合）については、従来から国が検査を行っていたが、その他は平成12年4月に都道府県から国に事務が移管された。

平成12検査事務年度は、平成13年5月31日現在で、255組合の検査に着手し、そのうち222組合に対して検査結果を通知しており、1組合当たり平均して15.4日間の立入日数で、6.1人を投入している。これらのうち7組合については、金融庁検査局に新設された検査応援部門を活用し、金融庁検査局長から検査結果を通知している（その他の組合については、財務局等が検査を実施し、財務局長等が検査結果を通知している。）。

信用組合については、上述のとおり平成12年4月に多数の信用組合について検査監督事務の移管を受けており、平成14年4月に予定されているいわゆるペイオフ解禁を控え、資産内容等の実態把握を速やかに行う必要があると認められたため、平成12検査事務年度に集中的に検査を実施したものである。これにより、平成11検査事務年度に引き続き、自己査定の正確性、償却・引当の適切性等の実態把握を行い、平成13年3月22日に立入検査を一巡している。

II 信用金庫に対する金融検査（資料19-1-7参照）

信用金庫は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務局等が検査を実施している。

平成12検査事務年度は、平成13年5月31日現在で72金庫の検査に着手し、そのうち17金庫に対して財務局長等が検査結果を通知しており、1金庫当たり平均して17.0日間の立入日数で、6.7人を投入している。

信用金庫については、平成12検査事務年度は、平成10・11検査事務年度に引き続き、自己査定の正確性、償却・引当の適切性等の実態把握を行った。財務局等は、平成10年8月から、平成10年3月期、平成11年3月期又は平成12年3月期における自己査定及びそれに基づいた償却・引当の実施状況を的確に把握するための検査を進めてきたが、平成13年2月26日に立入検査を一巡し、同年4月6日に1巡目の検査結果の通知を終えた。

III 労働金庫に対する金融検査

労働金庫は、労働金庫法に基づき金融庁と厚生労働省の共管となっており、検査は、財務局等が厚生労働省及び都道府県と共同で実施している。

平成12年検査事務年度は、平成13年5月31日現在で、8金庫に対して、資産の健

全性等に係る検査に着手し、そのうち3金庫に対して財務局長等、厚生労働省労働基準局勤労者生活部長（平成13年1月5日までは労働省労政局勤労者福祉部長）等から検査結果を通知しており、1金庫当たり平均して10.9日の立入日数で、財務局等職員のほか、厚生労働省等の職員も含めて7.5人を投入している。

IV 信用農業協同組合連合会等に対する金融検査

信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき金融庁と農林水産省の共管となっており、これらの検査については、従来農林水産省が単独で実施してきたが、金融監督庁設立時における「金融機関の検査・監督については金融監督庁への一元化を推進すること」との国会の附帯決議等を踏まえ、平成11検査事務年度は、1信用農業協同組合連合会に対し、大蔵省財務局（当時）と農林水産省農政局が共同で、平成12検査事務年度は、2信用農業協同組合連合会に対し、財務局と農林水産省農政局が共同で（うち1連合会については沖縄総合事務局が）資産の健全性等に係る検査を実施した。平成12検査事務年度に実施した検査に当たっては、1連合会あたり平均して16.0日の立入日数で、財務局等の職員のほか、農林水産省等の職員も含めて7.8人を投入している。